

目 次

告 示



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成19年
8月22日
(水曜日)
第 12946号

- 青少年に有害な図書等の指定
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始

公安委員会事項

- 平成十九年度警備員検定の実施

○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習の実施	(四四七・こども課)	一
	(四四八・障害福祉課)	二
	(四四九・道路課)	二
	(四五〇・	一
	〃	二
)	二
	(公 告)	二
	(二
	五	三

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百四十七号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年八月二十二日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-107	特撰三十路妻 9月号	株笠倉出版社	16781-09	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-108	〔月刊〕Madonna HOUSE Vol.242 9月号	若生出版株	08357-09	
"	19-109	爆写本当にあった秘密の話 Vol.29 DVD DOKAN 9月号増刊	曙出版株	06482-09 ①2007/9/28	
"	19-110	Comic Amour No.213 9月号	株サン出版	03801-09	
"	19-111	華漫 COMIC 快楽天 Vol.21 Yha! Hip&Lip! 9月号増刊	株ワニマガジン社	08878-9 ①-2007-9/21	
"	19-112	COMIC ゲッチュ 9月号	若生出版株	13479-09	
"	19-113	漫画 ローレンス 妖潮 9月号	株綜合図書	18387-9	
"	19-114	漫画 ダイナマイト 9月号	辰巳出版株	05979-9	
"	19-115	殺し屋 -1- イチ 第七巻	株小学館	45365-18	
"	19-116	殺し屋 -1- イチ 第八巻	株小学館	45365-19	
"	19-117	殺し屋 -1- イチ 第九巻	株小学館	45371-19	
"	19-118	殺し屋 -1- イチ 第十巻	株小学館	45371-20	
"	19-119	極道つぶし 3	株リイド社	50438-32	
"	19-120	極道つぶし 4	株リイド社	50438-52	
"	19-121	実録柳川組 神戸巨大暴力団、大阪制圧編	株コアマガジン	53450-74	

◎佐賀県告示第四百四十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十九年八月二十二日

佐賀県知事 古川康

指定医師名	診療科目	診療場所	指定年月日
益本義久	内科	鳥栖市西新町一四二三番地	平成一九年八月七日
漢伸彦	小児科	佐賀市日の出一丁目二〇番一号	
諸岡聰	整形外科	松岡病院	
下司隆子	内科	唐津市松南町一一九番地二	
岩切亮	眼科	佐賀市鍋島五丁目一番一号	
梶原正章	内科	佐賀大学医学部附属病院	
荒牧修一	小兒科	河畔病院	
古川徳昭	内科	唐津市松南町一一九番地二	
井上英介	"	佐賀市山内町大野六三五一番地一	
加藤和彦	眼科	嬉野市嬉野町大字下宿丙二四三六番地	
	"	嬉野市嬉野町大字下宿乙一九一九番地	
	"	嬉野温泉病院	
	"	武雄市山内町大野六三五一番地一	
	"	大野病院	
	"	伊万里市山代町楠久八九〇番地二	
	"	西田病院	
	"	嬉野市嬉野町大字下宿丙二四三六番地	
	"	嬉野市嬉野町大字下宿乙一九一九番地	
	"	嬉野温泉病院	
	"	武雄市千代田町二五六六番地一一	
	"	唐津東松浦医師会医療センター	

山寄圭

眼科

鳥栖市宿町九八五番地
やまさき眼科

"

◎佐賀県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月二十二日から平成十九年九月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域	
		変更前	変更後
県道 武雄福富線	武雄市橋町大字芦原字札ノ元四 九一五番二地先から 武雄市北方町大字芦原字勘取町 四五六〇番一地先まで	武雄市橋町大字芦原字札ノ元四 九一五番二地先から 武雄市北方町大字芦原字勘取町 四五六〇番一地先まで	武雄市橋町大字芦原字札ノ元四 九一五番二地先から 武雄市北方町大字芦原字勘取町 四五六〇番一地先まで
前	三七・六	三四・五	三四・五
九・二	九・三	六〇八・九	六〇八・九
	六〇八・四	延長	延長

◎佐賀県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月二十二日から平成十九年九月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十二日

佐賀県知事　古　三　康

路線名 県道 武雄福富 線	供用開始の区間 武雄市櫻町大字芦原字丸ノ元四九一五番「地先から 武雄市北方町大字芦原字勘取町四五六〇番「地先地 で	供用開始の期日 平成十九・八・一一
------------------------	--	----------------------

○ 公文書類の記載

警備業法(昭和47年法律第117号) 第23条の規定により、警備員又は警備員にならうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成19年8月22日

佐賀県公安委員会

委員長　葵　寺　宏　達

1 検定の種別及び級の区分

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

2 検定試験の日時及び場所

(1) 日時

平成19年12月6日(木曜日) 8時30分から16時30分まで

(2) 場所

ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)

3 検定試験の内容

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

(イ) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(ロ) 法令に関すること。

イ 実技試験

(イ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。

(ロ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。

(イ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。

(ロ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

(イ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関する事項。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関する事項。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

- 佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいざれかに該当するもの
- ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上あるもの
- イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 貴重品運搬警備業務2級
- 佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員
- 5 受検定員
- 各区分とも30人(予定。先着順とする。)
- 6 検定申請の手続
- (1) 検定申請書の受付期間
平成19年10月10日(水曜日)から平成19年10月18日(木曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (2) 検定申請書の提出先
住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課に提出してください。
- なお、郵送による検定申請は、受け付けません。
- (3) 提出書類
- ア 貴重品運搬警備業務1級
- (ア) 検定申請書
- (イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記したもの)
- (4) 受検票の持参
検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。
- 7 検定の手数料等
- (1) 検定の手数料は、16,000円です。
- (2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。
- (3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。
- 8 その他
検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴

を持参してください。

9 問い合わせ先

最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課（電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034）

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条の規定による警備員指導教育責任者講習

（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施します。

平成19年8月22日

佐賀県公安委員会

委員長 葉 師 寺 宏 達

1 特例措置講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

(2) 期日

平成19年10月3日（水曜日）から平成19年10月5日（金曜日）までの3日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法

第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格証」という。）を有する者

4 受講定員

50人（予定。先着順とする。）

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成19年9月6日（木曜日）から平成19年9月12日（水曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申込先及び方法

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）へ持参してください。

(3) 提出書類

ア 受講申込書

イ 旧資格者証の写し

6 講習手数料等

(1) 講習手数料は、23,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、いつたん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

8 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・30

34）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年八月二十二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷